

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 27 日（金）第3411号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 指定希少野生動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 1
- 保安林の指定予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 計量器の定期検査の実施（2件） (商工政策課取扱い) 2
- 農業振興地域の区域の変更 (農村振興課取扱い) 4
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 5
- 歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 5
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 6
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (会計課取扱い) 7

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7
- 警備業雑踏警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第529号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

平成30年 4 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	ムラクモカノコガイ	<i>Neritina (Vittoida) variegata</i>	アマオブネガイ科

## 2 指定の理由

当該種は、過度の捕獲によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

## 3 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

## 鹿児島県告示第530号

平成30年3月16日鹿児島県告示第280号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不分明な者の氏名  
百合園護國
- 2 通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市西方町字二ツ松2930番1, 2930番3
  - (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

## 鹿児島県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハガーデン歩	始良郡湧水町幸田1727-1	株式会社幸和会	始良郡湧水町幸田1246番地	小川 勇助	平成30年4月12日	通所介護

## 鹿児島県告示第532号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成30年6月5日	10:30~15:00	枕崎市	別府地区公民館
平成30年6月6日	10:30~15:00	枕崎市	桜山地区公民館
平成30年6月7日	10:30~15:00	枕崎市	立神地区公民館
平成30年6月11日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成30年6月12日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成30年6月13日	10:30~15:00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成30年6月14日	10:30~11:30	指宿市	徳光公民館
平成30年6月14日	13:00~15:00	指宿市	成川区民センター
平成30年6月15日	10:00~12:00	指宿市	大山集落センター
平成30年6月15日	13:30~15:00	指宿市	山川文化ホール
平成30年6月18日	10:00~15:00	指宿市	山川文化ホール
平成30年6月19日	10:00~11:30	指宿市	今和泉校区公民館
平成30年6月19日	13:00~14:30	指宿市	池田校区公民館
平成30年6月20日	10:00~14:00	指宿市	指宿校区公民館
平成30年6月21日	10:00~15:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成30年6月22日	10:00~15:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎

平成30年6月25日	10:00～14:00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成30年6月26日	10:30～11:30	指宿市	川尻ふれあい交流館
平成30年6月26日	13:00～15:00	指宿市	指宿市開闢農村環境改善センター
平成30年6月27日	10:00～14:30	南さつま市	金峰文化センター
平成30年6月28日	10:30～14:30	南さつま市	歴史資料センター輝津館
平成30年6月29日	10:30～12:00	南さつま市	笠沙自然休養村管理センター
平成30年6月29日	13:30～14:30	南さつま市	笠沙地区総合センターよいどこい
平成30年7月2日	10:30～14:00	南さつま市	並木コミュニティハウス
平成30年7月3日	10:30～14:00	南さつま市	大浦地区公民館
平成30年7月4日	10:30～15:00	南さつま市	小松原公民館
平成30年7月5日	10:30～12:00	南さつま市	津貫地区公民館
平成30年7月5日	13:30～15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成30年7月6日	10:00～15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成30年7月9日	10:00～15:00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成30年7月10日	13:00～16:00	錦江町	錦江町役場田代支所
平成30年7月11日	9:00～14:00	錦江町	錦江町役場
平成30年7月18日	13:30～14:30	南大隅町	大泊公民館
平成30年7月18日	15:15～15:30	南大隅町	旧郡小学校
平成30年7月18日	16:30～16:45	南大隅町	旧辺塚小学校
平成30年7月19日	9:00～12:00	南大隅町	南大隅町役場佐多支所
平成30年7月19日	15:00～16:00	南大隅町	横ビュー高原ふれあい館
平成30年7月20日	9:00～14:00	南大隅町	鹿児島きもつき農協根占支所
平成30年7月23日	11:00～16:30	肝付町	肝付町文化センター
平成30年7月24日	9:00～10:00	肝付町	肝付町役場岸良出張所
平成30年7月24日	11:00～14:00	肝付町	肝付町内之浦銀河アリーナ
平成30年7月25日	13:00～16:00	東串良町	東串良町農村環境改善センター
平成30年7月26日	9:00～12:00	東串良町	東串良町総合センター
平成30年7月26日	15:00～16:00	大崎町	野方農村環境改善センター
平成30年7月27日	9:00～12:00	大崎町	大崎町中央公民館

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

## 3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

## 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成30年6月5日から平成31年2月28日までとする。

## 鹿児島県告示第533号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により，特定計量器の定期検査を次のと

おり実施する。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成30年6月5日	15:00～16:30	与論町	与論町中央公民館
平成30年6月6日	9:30～16:00	与論町	与論町中央公民館
平成30年6月7日	9:30～11:00	与論町	与論町中央公民館
平成30年6月18日	13:00～16:00	和泊町	やすらぎ館
平成30年6月19日	9:30～16:00	和泊町	やすらぎ館
平成30年6月20日	9:30～11:30	和泊町	やすらぎ館
平成30年6月20日	14:00～16:00	知名町	田皆コミュニティセンター
平成30年6月21日	9:30～16:00	知名町	知名町民体育館
平成30年6月22日	9:30～11:00	知名町	下平川生活館
平成30年7月4日	10:30～11:30	徳之島町	山コミュニティセンター
平成30年7月4日	13:30～15:30	徳之島町	大当公民館
平成30年7月5日	9:30～11:00	徳之島町	井之川公民館
平成30年7月5日	13:00～16:00	徳之島町	東区公民館
平成30年7月6日	9:30～14:00	徳之島町	東区公民館
平成30年7月9日	11:00～16:00	天城町	天城町役場
平成30年7月10日	9:30～12:00	天城町	松原上区公民館
平成30年7月10日	13:30～16:00	天城町	瀬滝構造改善センター
平成30年7月11日	9:30～16:00	伊仙町	伊仙町中央公民館
平成30年7月12日	10:00～12:00	伊仙町	伊仙町西公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成30年6月5日から平成31年2月28日までとする。

**鹿児島県告示第534号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により，加治木農業振興地域及び始良農業振興地域の区域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

加治木農業振興地域及び始良農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課並びに始良市農政課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第535号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，平成30年2月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

## 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
長浜商産（株） 宮之城工場 8340001009148 （薩摩郡さつま町）	同 左	クックパワー	平成 30.2	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）エコハーベストシステム 東開工場 4340001018508 （鹿児島市）	同 左	脱水飼料	30.2	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 谷山工場 1340001001045 （鹿児島市）	同 左	調整魚粉	30.2	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

## 鹿児島県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人出水市昭和干拓土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した清算人の氏名及び住所

黒田 保 出水市下鯖町1723番地  
柳原 勝巳 出水市下鯖町2393番地  
片岡 正 出水市下鯖町2359番地  
山本 辰男 出水市下鯖町1591番地  
立山 哲幸 出水市米ノ津町34番地39

## 鹿児島県告示第537号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類  
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方  
大島郡与論町茶花32番地1  
与論町
- 3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 鹿児島県告示第538号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成30年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 堀下聖仁（公認会計士）  
住所 鹿児島市柳町2番14-1202号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

### 大隅地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年4月27日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
NPO隣の会障害者ホームヘルプサービス	鹿屋市笠之原町7401番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7401番地5	齋藤 鈴子	平成30年4月1日	行動援護

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年4月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年4月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオン鹿児島出水店  
出水市向江町34番43号
- 2 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(1) ア 変更前 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 梶井銀二郎  
鹿児島市錦江町9番25号  
イ 変更後 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 大西守

- 鹿児島市錦江町9番25号
- (2) ア 変更前 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 大西守  
鹿児島市錦江町9番25号
- イ 変更後 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 三浦豊弘  
鹿児島市錦江町9番25号
- 3 変更年月日
- (1) 2の(1) 平成25年12月3日
- (2) 2の(2) 平成27年7月1日
- 4 届出年月日  
平成30年4月6日

## 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）（以下「告示」という。）8の規定により、平成29年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成30年4月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 苦情申立て受理番号  
第1号
- 2 苦情申立て受理年月日  
平成29年7月24日
- 3 苦情申立人の名称  
ベルヘリコプター株式会社
- 4 苦情に係る調達機関名  
鹿児島県危機管理局消防保安課
- 5 苦情に係る調達の内容  
消防・防災ヘリコプター 一式
- 6 苦情の概要  
消防・防災ヘリコプターの救急搬送能力及び救助能力に係る仕様要件について、「政府調達に関する協定を改正する議定書」第10条に違反している。
- 7 苦情の処理状況の概要  
鹿児島県政府調達苦情検討委員会は、告示に基づき検討を行い、平成29年10月4日に報告書を作成し、苦情申立人及び関係調達機関である鹿児島県危機管理局消防保安課に送付した。

**公安委員会公告**

## 警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成30年4月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 施設警備業務1級
  - (2) 施設警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 施設警備業務1級  
平成30年8月9日（木）午前9時から午後5時まで
    - イ 施設警備業務2級

平成30年8月8日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 施設警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成30年5月28日（月）から同年6月8日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務1級

㊦ 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）  
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0セ

ンチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 施設警備業務2級

- (ク) 検定申請書 1通
- (キ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ク) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (ケ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）  
.....

警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

なお、雑踏警備業務1級検定については、宮崎県公安委員会と共同で実施する。

平成30年4月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

## 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

## (1) 実施日時

## ア 雑踏警備業務1級

平成30年8月4日（土）午前9時から午後5時まで

## イ 雑踏警備業務2級

平成30年7月28日（土）午前9時から午後5時まで

## ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

## (2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

## (3) 受検定員

## ア 雑踏警備業務1級

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，申請の受付先着順とする。）

## イ 雑踏警備業務2級

30人（申請の受付先着順とする。）

## 3 検定の受検資格

## (1) 雑踏警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち，次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として，都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## (2) 雑踏警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

## 4 検定の方法及び内容

## (1) 雑踏警備業務1級

## ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

㊦ 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 雑踏警備業務2級

## ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

㊦ 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

ること。

## 5 検定申請の手続

### (1) 受付の期間及び時間帯

#### ア 期間

平成30年6月18日（月）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）

#### イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

### (2) 提出書類

#### ア 雑踏警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）  
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

(カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

#### イ 雑踏警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

### (3) 申請先及び申請方法

#### ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

#### イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）